

## 看護補助者待遇改善事業補助金交付要綱（案）

### （通則）

1 看護補助者待遇改善事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### （交付の目的）

2 この補助金は、看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。

### （交付の対象）

3 この補助金は令和6年1月11日医政発0111第1号厚生労働省医政局長通知「看護補助者待遇改善事業の実施について」の別紙「看護補助者待遇改善事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、都道府県が実施又は補助する事業とする。

### （交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする（ただし、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）。

#### （1）都道府県が実施する事業

- ① 次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(2) 都道府県が補助する事業（看護補助者の賃金改善等に限る。）

- ① 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
看護補助者の賃金改善等	対象医療機関の看護補助者の常勤換算数等に基づく金額として実施要綱に基づき算出された額	実際に対象医療機関の看護補助者の賃金改善等に充てられた経費として実施要綱に基づき算出された経費
都道府県の交付事務	対象医療機関からの申請件数×10,600円	都道府県の交付事務に必要な次に掲げる経費 職員基本給（委託の場合に限る。） 職員諸手当（委託の場合に限る。） 非常勤職員手当 諸謝金 会議費 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

(申請手続)

5 この補助金の交付の申請は、第1号様式による精算交付申請書に関係書類を添えて、厚生労働大臣が別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第2号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合は除く。）は、第3号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(4) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には（2）に掲げる条件及び次の条件を付さなければならない。

ア. 間接補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第2号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ. 間接補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(5) (4)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(6) 間接補助事業者から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(遂行状況報告)

7 都道府県知事は、補助事業の遂行状況について、厚生労働大臣から要求があったときは、速やかに第4号様式による状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(その他)

8 特別の事情により4及び5に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。